

# 予算特別委員会 議事次第

令和4年6月21日(火)  
本会議散会後  
於：大會議室

1 開 会

2 委員会運営協議

3 付託議案

(1) 討 論

(2) 採 決

4 閉 会

# 予算特別委員会の運営に関する申合せ

(令和元年6月12日)  
改正 令和4年6月 日

予算特別委員会（以下「委員会」という。）並びに委員会に設置する小委員会及び分科会の運営に関し、必要な事項を定める。

## 1 議案（予算特別委員会規程、議会運営に係る主な申合せ）

委員会において審査する議案は、次のとおりとする。

- (1) 予算議案
- (2) 条例、請負契約議案等（同時に提案された予算議案に密接に関連する議案に限る。）
- (3) その他、議決により委員会に付託された議案

## 2 委員会の運営

### (1) 議案の審査方法

委員会で議案を審査するに当たっては、小委員会又は分科会において詳細審査を行うことを基本とする。（参照：別紙1 詳細審査依頼区分）

なお、審査の流れは、原則としてそれぞれ次のとおりとする。

#### ア 小委員会を設置して詳細審査を行う場合

審査の場	審査の内容
委員会	① 小委員会の設置、委員選任等 ② 小委員会への審査依頼
小委員会	詳細審査
委員会	① 小委員会審査報告 ② 討論・採決

#### (ア) 小委員会の設置等

委員会において、小委員会を設置し、小委員会委員の選任等を行った後、小委員会に審査を依頼する。

#### (イ) 詳細審査

小委員会において、詳細審査を行う。（参照：別紙2 小委員会の運営）

#### (ウ) 小委員会審査報告、討論・採決

委員会において、小委員会審査報告の後、討論・採決を行う。

なお、小委員会審査報告は、小委員会で行った適否確認の結果を記載した小委員会審査報告書の配布のみとし、小委員会委員長の報告は省略する。

#### (エ) 備考（議案の説明聴取等）

委員会における議案の説明聴取・質疑は、省略する。

ただし、全員協議会で議案の説明聴取・質疑が行われなかつたときは、正副委員長・幹事協議会の協議により、小委員会の設置等を行う委員会において、議案の説明聴取・質疑を行うことができる。

## イ 分科会において詳細審査を行う場合

審査の場	審査の内容
—	(分科会への審査依頼)
分科会	詳細審査
委員会	① 分科会審査報告 ② 討論・採決

### (ア) 分科会への審査依頼

正副委員長・幹事協議会の協議を経て、予算特別委員長が各分科会の所管事項について審査を依頼する。

#### (イ) 詳細審査

各分科会において、詳細審査を行う。(参照：別紙3 分科会の運営)

#### (ウ) 分科会審査報告、討論・採決

委員会において、分科会審査報告の後、討論・採決を行う。

なお、分科会審査報告は、分科会で行った適否確認の結果を記載した分科会審査報告書の配布のみとし、分科会委員長の報告は省略する。

#### (エ) 備考（議案の説明聴取等）

委員会における議案の説明聴取・質疑は、省略する。

ただし、全員協議会で議案の説明聴取・質疑が行われなかつたときは、正副委員長・幹事協議会の協議により、分科会における詳細審査の前に委員会を開催し、議案の説明聴取・質疑を行うことができる。

### (2) 本会議における委員会審査報告

#### ア 小委員会を設置して詳細審査を行った場合

委員会審査報告書を配布し、予算特別委員長が委員会における審査の経過及び結果を報告する。

#### イ 分科会において詳細審査を行った場合

委員会審査報告書の配布のみとし、予算特別委員長報告は省略する。ただし、少数意見の留保があり、本会議において少数意見者の報告がある場合は、予算特別委員長報告を行う。

### (3) 出席要求理事者

総務部長、財政課長その他正副委員長・幹事協議会の協議を経て予算特別委員長が指名する者とする。

### (4) 開催場所

大会議室とする。

### (5) 審査の日程その他委員会の議事に関する事項

審査の日程、採決の方法及び順序、委員長報告の内容その他委員会の議事に関する事項は、正副委員長・幹事協議会において協議し、又は調整する。

### 3 委員会の公開（委員会、小委員会、分科会共通）

#### (1) 傍聴

##### ア 府政記者

慣例により、その都度の手続を要せず、委員長が許可する。

##### イ その他の者

「委員会傍聴要領」によるものとする。

#### (2) インターネット議会中継

委員会審議を対象に、インターネットによる議会中継を行うものとする。

#### (3) 写真撮影、録音等

府政記者からの写真撮影、録音等の申し出があった場合は、委員会に諮って許可する。

### 4 その他

#### (1) 情報端末機器使用の試行実施

委員会における審議の充実及び進行の円滑化を図ることを目的として出席委員及び出席要求理事者（補助職員含む）は、情報端末を活用することができる。

#### (2) ペーパーレス委員会の試行実施

I C Tの様々なメリットを活かし、委員会における審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることにより、令和5年度（改選後）目途のペーパーレス会議システムの「本格運用」に繋げるため、ペーパーレス委員会として運営することを基本とする。

#### (3) その他

この申合せに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の予算特別委員長が正副委員長・幹事協議会に諮って決定するものとする。

## 別紙1 予算特別委員会での詳細審査依頼区分

議 案	詳細審査依頼区分
1 当初予算、骨格的予算を補完する補正予算及び補正予算の規模、提案理由等を考慮し、小委員会で審査することが適当であるとされた議案	予算特別委員会小委員会
2 補正予算及び補正予算関連条例等の議案 (1) 補正予算 ア 一般会計予算 歳入	総務・警察分科会 ただし、府債を除く特定財源は各分科会
歳出	各分科会
府債、一時借入金	総務・警察分科会
債務負担行為、繰越明許費及び 継続費	各分科会
イ 特別及び公営企業会計予算 歳入、歳出	各会計ごとに所管の各分科会 ただし、公共用地先行取得事業特別会計は内容により、各分科会
(2) 条例等	各分科会

## 別紙2 小委員会の運営

小委員会は、当初予算、骨格的予算を補完する補正予算及び補正予算の規模、提案理由等を考慮し、小委員会で審査することが適當であるとされた議案を審査する。

### (1) 委員長、副委員長及び幹事

小委員会の委員長、副委員長及び幹事は、予算特別委員長、予算特別副委員長及び委員会の幹事をもって充てる。

### (2) 議案の審査方法

小委員会における審査は、原則として、書面審査（議案の説明聴取・質疑）、総括質疑及び適否確認とする。

### (3) その他

書面審査及び総括質疑の運営方法、出席要求理事者、開催場所その他小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会が別に定める。

### 別紙3 分科会の運営

分科会は、予算特別委員長からの審査依頼に基づき、委員会に付託された議案のうち、当該分科会の所管に属する部分を分担して審査する。

#### (1) 委員長及び副委員長

分科会の委員長及び副委員長は、対応する常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

#### (2) 議案の審査方法

分科会における審査は、原則として、議案の説明聴取・質疑及び適否確認とする。

#### (3) 開催方法

同日に分科会及び対応する常任委員会を開催するときは、「常任委員会及び予算特別委員会分科会」として一体的に開催することができる。ただし、常任委員会の意思を決定する「討論・採決」と分科会の意思を決定する「適否確認」は、区分して行うものとする。

常任委員会及び予算特別委員会分科会を一体的に開催する場合における標準的な運営は次のとおりとし、正副委員長会において協議し、決定する。

#### (常任委員会及び予算特別委員会分科会における標準的な運営)

1日目	1 開会 2 報告事項 <u>3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）</u> ※1 4 閉会
2日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） ※2 <u>3 審査依頼議案（適否確認）</u> ※3 4 請願審査 5 所管事項 6 今後の委員会運営 7 その他 8 閉会

(下線部・・予算特別委員会分科会関係の議事)

※1 常任委員会に付託された議案、及び予算特別委員長から分科会に審査依頼のあった予算議案（審査依頼議案）に対する質疑（一体的に運営）

※2 付託議案に対する討論・採決（常任委員会としての意思決定）

※3 審査依頼議案に対する適否確認（分科会としての意思決定）

#### (4) 出席要求理事者

対応する常任委員会の理事者のうち審査依頼された議案又は調査事項に関係のあ

る者とする。

**(5) 開催場所**

各常任委員会室とする。

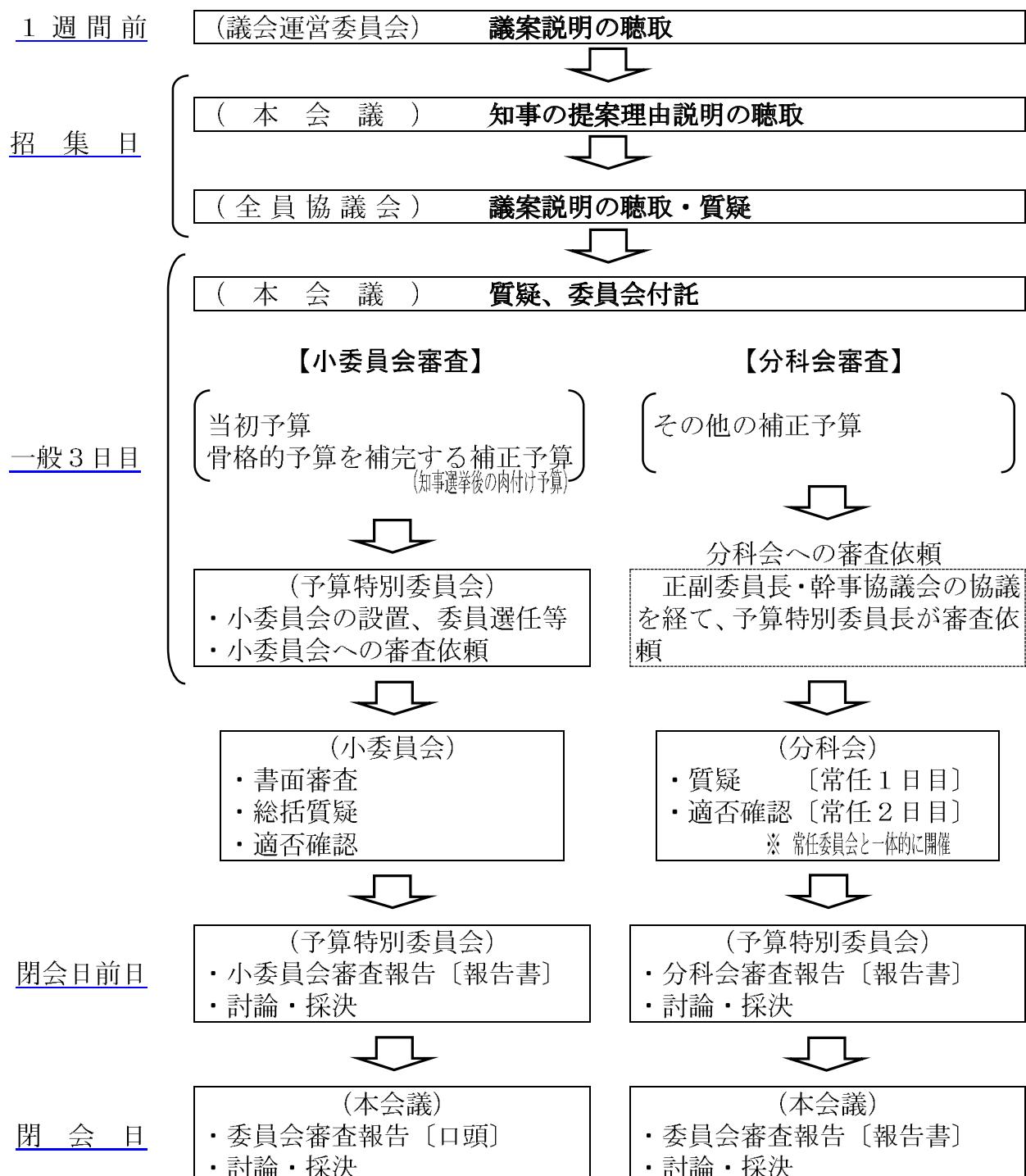
**(6) 調査**

分科会において所管に属する事項を調査しようとするときは、正副委員長会の協議を経るものとする。

**(7) その他**

上記に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会の委員長が正副委員長会に諮って決定するものとする。

(参考) 予算議案の審査の基本的な流れ



## 委員会における情報端末機器使用の試行実施について

平成30年度からの委員会における情報端末機器の使用については、下記により試行実施する。

項目	内 容	備考
1 目的	情報端末の活用により、会議における審議の充実及び進行の円滑化を図ることを目的とする。	
2 対象者	出席議員及び出席要求理事者（補助職員を含む。）	
3 対象機器	次に掲げる情報端末（インターネット通信又は電源に必要な附属機器を含む。）とする。 (1) タブレット端末 (2) ノートパソコン (3) スマートフォン	従来型の携帯電話は対象としない。
4 対象とする会議	(1) 委員会 (2) 京都府議会会議規則に規定する協議等の場	本会議は対象としない。
5 対象とする行為	(1) あらかじめ情報端末又はインターネットサーバー上に保存しておいた議事に関する資料等の閲覧 (2) 議事に関する資料等についてインターネットを利用して行う検索 (3) 会議における審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能（メモ機能）の使用	
6 注意事項	情報端末を使用する者は、次に掲げる注意事項を遵守すること。また、委員長又は主宰者は、議事運営の支障が生じないよう、必要な注意喚起を行う等により、この注意事項を遵守させること。 (1) 次に掲げる情報端末の使用は、認められないと。 ア 通話、電子メール、ソーシャルメディア等による外部との通信 イ 議事に関係のない使用その他目的に照らして必要のない使用 ウ 議会の品位を損なうような使用、節度のない使用その他府民の目から見て疑念が生じるような使用 エ 委員長又は主宰者が使用を認めないこととしている場面での使用 (2) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないように配慮すること。なお、緊急速報メールの受信音が鳴った場合は、委員長又は主宰者はその内容について確認を行うことがある。 (3) 委員長又は主宰者の許可なく、会議を撮影し、録音し、又は録画しないこと。 (4) 電源は、バッテリー対応と、インターネットへの接続は、SIM接続のLTE対応とし、必要な附属機器の準備及び使用は、使用者の責任で行うこと。	

※ 管内調査・管外調査での情報端末の使用については、議会の品位を損なうような使用、節度のない使用その他説明者の信頼を損なうような使用等をすることのないように、使用者は十分に注意するとともに、委員長等は、調査の円滑な実施に支障が生じないよう、必要な注意喚起を行う等により、注意事項を遵守させる。

# **令和4年度 ペーパーレス委員会の試行実施に係る委員会運営について（案）**

## **1 目的**

令和3年9月定例会から試行した、全常任委員会におけるペーパーレス委員会の実施状況を踏まえ、対象の委員会を拡大し、ICTの様々なメリットを活かし、委員会における審議の一層の充実及び進行の円滑化を図ることにより、令和5年度（改選後）目途のペーパーレス会議システムの「本格運用」に繋げ、府議会のICT化を推進することを目的とする。

## **2 対象とする委員会**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算特別委員会（当初予算審査小委員会及び分科会を含む）及び決算特別委員会を含む）とする。

ただし、互選委員会及び秘密会は対象外とし、各正副委員長会並びに予算特別委員会及び決算特別委員会正副委員長・幹事協議会等（以下「正副委員長会」とする）の取扱いは正副委員長会の協議により決定する。

また、今後、新たな委員会が設置される場合については、その取扱いを別途検討するものとする。

## **3 対象者**

対象とする委員会の委員、議会事務局職員及び出席要求理事者（補助職員を含む。）とする。

なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

## **4 実施時期**

令和4年度の初回委員会以降、対象とする委員会をペーパーレス委員会として運営することを基本とする。（ただし、委員の判断により、情報端末機器による資料閲覧か、紙資料を用いるかを柔軟に選ぶことができるこことする。）

※ 紙資料を用いる委員は、会議アプリケーションにアップロードされた資料を各自で印刷することで対応することとする。

## **5 使用する会議アプリケーション**

東京インタープレイ株式会社の「SideBooks」を使用する。（令和3年度と同様）

## **6 使用する情報端末**

「5 使用する会議アプリケーション」が利用可能な情報端末（タブレット端末又はノートパソコン等）とする。

なお、情報端末は個人で保有しているものを使用し、通信回線は、個人で契約している通信回線の利用のほか、議会事務局が用意した通信回線（Wi-Fi）を利用することができる。

また、本会議の休憩中又は散会直後に引き続き委員会が開催される場合は、本会議場への情報端末の持込みを認めることとする。（ただし、本会議場内での情報端末の使用は認めない。）

## **7 電子データ※の対象資料等** ※文字検索が可能な PDF 形式のファイル

- (1) I C T のメリットを生かすため、委員会審議で使用する議会事務局及び執行部作成の全ての委員会資料を電子データ化の対象とすることを基本とする。ただし、電子データ化が困難な場合は、必要に応じ、紙資料の利用も可能とする。
- (2) 予算特別委員会及び決算特別委員会については、京都府ホームページで公開されている関係資料を活用するものとする。  
なお、京都府ホームページに公開されていない関係資料については、議会事務局と執行部で調整を行い、負担のない範囲で電子データ化に努めるものとする。
- (3) 委員会資料の電子データは、委員会前日（土日祝日を除く。）の午後 5 時以降に閲覧可能とする。
- (4) 委員長は、委員会資料のほか、委員会審議の充実に資する資料及び管内外調査の資料を会議アプリケーションのクラウド上に格納することができる。
- (5) (1)～(4)のほか、対象者は、自身が委員会審議に利用したい資料を、使用する情報端末上（ローカル）にあらかじめ保存することができる。

## **8 端末に不具合が生じた場合の対応**

- (1) 特定の情報端末に不具合が生じた場合は、議会事務局が用意する代替機を貸与する。
- (2) 通信障害等により複数の情報端末に不具合が生じた場合は、休憩を入れて復旧のための対応を取るものとする。  
なお、復旧が困難な場合は、情報端末の使用を中止し、紙資料により委員会を再開し、審議を行うものとする。

## **9 サポート体制**

- (1) ペーパーレス委員会の実施に当たり、必要に応じて委員等への操作研修を実施するものとする。
- (2) 情報端末の操作補助者の委員会室への入室を認めるものとする。

## **10 その他**

- (1) 端末使用の注意事項は、本申合せで定めるものを除き別に定めるところによる。令和 4 年度の初回委員会において確認予定の「委員会における情報端末機器使用の試行実施について」の「6 注意事項」を準用するものとする。
- (2) 府政記者や傍聴者へも会議アプリケーションを使用して委員会資料を提供することを原則とする。
- (3) 電子データ化した委員会資料は府議会のホームページにも掲載する（傍聴者用に配付していたものに限る）。  
なお、個人情報など非公開情報に該当するものはマスキング処理するものとする。

予算特別委員会 議案付託表  
(6月10日付託分)

議案番号	件名
1	令和4年度京都府一般会計補正予算（第3号）

予算特別委員会 議案付託表  
(6月20日付託分)

議案番号	件名
13	令和4年度京都府一般会計補正予算（第5号）

令和4年6月20日

予算特別委員長 能勢昌博 殿

予算特別委員会府民環境・厚生分科会委員長 小原舞

予算特別委員会府民環境・厚生分科会審査報告書

本分科会に依頼の議案について、詳細審査の結果、下記のとおり適否を確認したので、報告します。

記

議案番号	件名	詳細審査結果
第1号	令和4年度京都府一般会計補正予算（第3号）中、所管事項	適当
第13号	令和4年度京都府一般会計補正予算（第5号）中、所管事項	同上

令和4年6月20日

予算特別委員長 能勢昌博 殿

予算特別委員会文化・教育分科会委員長 諸岡美津

予算特別委員会文化・教育分科会審査報告書

本分科会に依頼の議案について、詳細審査の結果、下記のとおり適否を確認したので、報告します。

記

議案番号	件名	詳細審査結果
第1号	令和4年度京都府一般会計補正予算（第3号）中、所管事項	適 当
第13号	令和4年度京都府一般会計補正予算（第5号）中、所管事項	同 上

令和4年6月20日

予算特別委員長 能勢昌博 殿

予算特別委員会危機管理・建設交通分科会委員長 中島武文

予算特別委員会危機管理・建設交通分科会審査報告書

本分科会に依頼の議案について、詳細審査の結果、下記のとおり適否を確認したので、報告します。

記

議案番号	件名	詳細審査結果
第13号	令和4年度京都府一般会計補正予算（第5号）中、所管事項	適当

令和4年6月20日

予算特別委員長 能勢昌博 殿

予算特別委員会農商工労働分科会委員長 磯野 勝

予算特別委員会農商工労働分科会審査報告書

本分科会に依頼の議案について、詳細審査の結果、下記のとおり適否を確認したので、報告します。

記

議案番号	件名	詳細審査結果
第1号	令和4年度京都府一般会計補正予算（第3号）中、所管事項	適 当
第13号	令和4年度京都府一般会計補正予算（第5号）中、所管事項	同 上